

# 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線の安全管理に関する知識の普及啓発、及び診療放射線学の向上発達を図り、もって県民の健康福祉の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民への放射線の知識の普及と啓発に関する事業
- (2) 診療放射線学及び診療放射線技術に関する研究並びに開発に関する事業
- (3) 診療放射線技師の職業倫理の高揚に関する事業
- (4) 診療放射線技師の生涯学習に関する事業
- (5) 地域保健医療及び公衆衛生事業の推進と協力に関する事業
- (6) 前条の趣旨を目的とした図書印刷物の刊行に関する事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、鹿児島県内において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 県内に居住又は勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員 この法人の発展に顕著な功績があり、人格識見共に他の会員の模範となると認められる正会員であって、理事会の推薦に基づき総会において承認を得た者
- (3) 賛助会員 正会員の資格を有しない者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

2 賛助会員は総会における議決権、選挙権及び被選挙権を有しない。

3 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）上の社員とする。

4 名誉会員は、会務について諮問に応じる責任を負う。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。ただし、名誉会員の称号を与えられた正会員にあつては、この限りではない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。

(会員の責務)

第8条 会員は、職業倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議において当該会員を除名することができる。ただし、除名をするにあつては当該会員に対し、説明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しくき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったとき（名誉会員の称号を与えられた正会員にあつては、第2号に該当するとき）は、理事会決議によりその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年間滞納し、さらに督促しても納入せず、また退会勧告に応じず、かつ退会届を提出しなかったとき。ただし会費納入期限から6箇月以内にその未納会費を納入することによって、その資格を回復することができる。
- (2) 会員が死亡、又は団体においては解散したとき

2 会費未納者に対する除籍手続き規定については別に定める。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事：16人以上24人以内
  - (2) 監事：2人以上
- 2 理事のうち1人を会長とし、2人を副会長、7人を常務理事、6人を地域理事とする。
  - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
  - 4 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1人は診療放射線技師以外の外部監事とする。
  - 5 会長、副会長、常務理事及び地域理事は、理事会の決議により、理事の中からこれを定め

る。

- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員構成)

第 14 条 理事のうち、いずれかの 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 2 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(顧問)

第 15 条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、任期については別に会長が定める。
- 3 顧問は、会長の諮問にこたえ、この法人の会議に出席して意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

(理事の職務及び権限)

第 16 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務の執行を決定する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、職務を執行し、総括する。
- 3 副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、この法人の職務を分担執行する。
- 4 常務理事は理事会において別に定めるところにより、職務を分担執行する。
- 5 地域理事は各地域を掌握する。
- 6 会長、副会長、常務理事及び地域理事以外の理事は常務理事を補佐する。
- 7 会長、副会長及び常務理事は、3 箇月に 1 回以上自己の職務の執行状況を理事会で報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 17 条 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会で報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
  - (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
  - (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、行為をやめることを請求すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産

の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事及び監事は、再任されることができる。
  - 5 理事及び監事は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第 19 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、定款第 28 条の規定に基づき総会の決議によって解任することができる。
- 2 第 10 条第 1 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、「会員」とあるのは「役員」と、「会員資格の喪失」、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

- 第 20 条 理事及び監事は原則無報酬とする。ただし、監事のうち、外部監事については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員等の報酬及び費用の支給に関する規定に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

## 第 5 章 総 会

(構成)

- 第 21 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第 22 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 外部監事の報酬等の額
  - (4) 事業計画及び収支予算の承認
  - (5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
  - (6) 定款の変更
  - (7) 解散及び残余財産の処分
  - (8) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

- 第 23 条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の 2 種とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。
  - 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認めたとき。

- (2) 総正会員の3分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日1週間前までに文書で通知しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

- 第26条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(定足数)

- 第27条 総会においては総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第28条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有さない。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上にあつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。  
(1) 会員の除名  
(2) 監事の解任  
(3) 定款の変更  
(4) 解散及び残余財産の処分  
(5) その他法令で定められた事項  
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

- 第29条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を提出しなければならない。  
2 当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使)

- 第30条 正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会招集通知に記載された期間内に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は出席した正会員の議決権の数に算入する。  
2 正会員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供し、議決権の行使ができる。この場合、電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 議事録には、議長及び総会に出席した理事代表者2人以上がこれに署名（電子署名及び

認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を含む。以下同じ。)するものとする。

## 第6章 理事会

### (構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に1人以上出席しなければならない。ただし、議決に参加することは出来ない。

### (権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事及び地域理事の選定及び解職

### (招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。会長以外の理事は、会長に対し理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、予め理事会で定めた順位により副会長が理事会を招集する。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、予め理事会で定めた順位により副会長又は常務理事がこれに当たる。

### (決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第37条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長並びに議長がその会議に出席した理事及び監事の中から指名した議事録署名人2人以上がこれに署名するものとする。

### (委員会の設置)

第39条 会長は、会務の執行に必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

## 第7章 常務理事会

(構成)

- 第40条 この法人に任意の機関として常務理事会を置く。  
2 常務理事会は会長、副会長及び常務理事をもって構成する。

(権限)

- 第41条 常務理事会は、次の職務を行う。  
(1) 理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項に関すること。  
(2) 理事会において討議すべき事項に関すること。  
2 常務理事会において決議した事項は、理事会に報告する。

(招集)

- 第42条 常務理事会は、会長が招集する。  
2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、予め理事会で定めた順位により副会長が常務理事会を招集する。

(議長)

- 第43条 常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。  
2 会長が欠けたとき、又は事故あるときは、予め理事会で定めた順位により副会長が議長となる。

(決議)

- 第44条 常務理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する常務理事を除く常務理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第45条 常務理事会の議事については、議事録を作成する。  
2 議事録には、出席した会長及び常務理事の中から指名した議事録署名人2人以上がこれに署名するものとする。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第46条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。  
(1) 入会金及び会費  
(2) 寄附金品  
(3) 財産又は事業から生じる収入  
(4) その他の収入

(資産の管理)

- 第47条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を得て定める。

(特定費用準備資金)：

- 第48条 前条にかかわらず、記念事業積立資金の管理については別途理事会で定める。

(経費の支弁)

- 第49条 当法人の経費は資産を持って支弁する。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 51 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 52 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、次の事項の書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第 53 条 会長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 55 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第 56 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは

地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、池田 睦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 変更後のこの定款は、平成25年4月01日から制定、施行する。
- 5 変更後のこの定款は、平成26年6月21日から改正、施行する。
- 6 変更後のこの定款は、令和元年6月10日から改正、施行する。
- 7 変更後のこの定款は、令和4年6月26日から改正、施行する。